



法律扶助制度とは

法的権利の平等な実現はかる制度

法律扶助は、国民の権利の平等な実現をはかるために、法律の専門家による援助や、裁判のための費用を援助する制度です。

金銭や不動産、離婚などの民事の紛争に出会った人や、刑事事件の被疑者や被告人となった人に対して、憲法 32 条は、

「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない。」

と定め、裁判所において適正な法的判断を受ける機会を保障しています。

ところで、今日の複雑化した手続きのもとで裁判所の判断を求めるためには、法律の専門家である弁護士の助力を必要とし、手続きの内容によっては裁判所に多額の費用を支払ったり、保証を立てる必要があります。また、裁判以前にも、裁判所の調停や、裁判外で交渉する必要がありますが、このような場合にも弁護士による助力が必要になります。

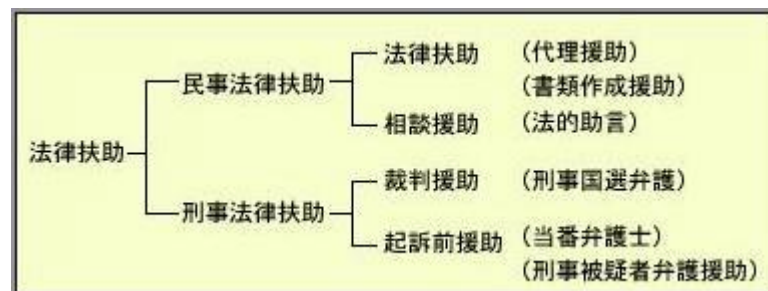
法律扶助は、このような場合に、自分では弁護士や裁判所の費用を支払うことの困難な人のために、公的な資金で援助を行う制度です。すなわち、当事者の間の経済力の差が権利の差にならないように、社会的公平を確保するのが法律扶助の目的です。

法律扶助の先進国といわれるイギリスでは、

「自分自身の資力では助言や援助、法的代理を得ることのできない人に助力するために、公的な資金による助言、援助、法的代理の制度を確立する。」

として、法的助言援助、民事法律扶助、刑事法律扶助などを内容とする法律扶助法を定めています。

【法律扶助の概略】





弁護士会館（14階に本部があります）

財団法人法律扶助会 本部

〒100-0013

東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 14階

TEL.03（3581）6941（代表）

FAX.03（3581）6943

※ 本部、東京都支部、東京の各法律援助センター以外の法律扶助協会支部は各弁護士会または弁護士会法律相談センターに置かれています。

ホームページ：<http://www.jlaa.or.jp/>

Copyright (C) 財団法人法律扶助協会 All Rights Reserved.